

令和 5 年 第 1 回

福生病院企業団議会定例会会議録

令和5年2月22日（水）

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会

- 1 招集年月日 令和5年2月22日（水）
- 2 招 集 場 所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会 議 時 間 午後1時00分から午後2時27分まで
- 4 出 席 議 員

1 番 榎本 義輝	2 番 森 亘
3 番 下野 義子	4 番 秋山 義徳
5 番 大塚あかね	6 番 梶 正明
7 番 堀 雄一朗	8 番 武藤 政義
9 番 山崎 貴裕	
- 5 欠 席 議 員 な し
- 6 説明のため出席した者の職氏名

企 業 長	松山 健
-------	------
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名

院 長	吉田 英彰
副 院 長	小山 英樹
副 院 長	仲丸 誠
事 務 長	中岡 保彦
看 護 部 長	一柳 景子
医 療 技 術 部 長	植松 博幸
薬 剤 部 長	関根 均
経 営 企 画 課 長	市川 仁史
庶 務 課 長	荻島 一志
医 事 課 長	青木しのぶ
施 設 用 度 課 長	青木 広幸
地域医療連携室長兼入院管理室長兼医療福祉相談室長	井口 武
患者支援センター地域医療連携室主査兼感染管理部感染管理室主査	小美濃光太郎
施設用度課課長補佐	大林 宏一

庶務課課長補佐
経理係長

為ヶ谷安紀子
馬場孝久

8 職務のため出席した構成市町職員の氏名

福生市福祉保健部参事兼健康課長事務取扱
羽村市福祉健康部長
羽村市健康課長
瑞穂町健康課長

瀬谷次子
野村由紀子
小山和英
工藤洋介

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(企業長挨拶)

日 程 第 3 一般質問

日 程 第 4 議案第1号 福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日 程 第 6 議案第3号 福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

日 程 第 7 議員提出議案第1号 福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例

日 程 第 8 議案第4号 福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例

日 程 第 9 議案第5号 福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例

日 程 第10 議案第6号 令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算

日 程 第11 議案第7号 令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について

午後１時００分 開会

○議長（大塚あかね君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和５年第１回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和５年第１回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりですが、議案第３号及び議員提出議案第１号につきましては、関連がございますので、日程第６の後に日程第７として編成させていただきました。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を得てからの発言をお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をいただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第９５条の規定により、議長において、２番森亘議員並びに３番下野義子議員を指名いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第２、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

○議長（大塚あかね君） この際、企業長から発言の申出がございますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 本日は、令和５年第１回福生病院企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今の社会全体の景気動向を見渡しますと、長期化する新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により、依然として厳しい状況が続いております。病院事業においても同様で、今後の病院経営は、ますます厳しさを増していくのではと日々感じている次第でございます。

こうした状況下でございますが、私たち医療者には、地域住民の健康の保持、また、地域医療を守っていくという大切な使命がございます。今後も、地域住民がより良い医療を受けられるような医療機関を目指し、努力してまいりますので、本年も引き続きご支援、ご高配を賜りたく、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、当院の状況について若干ご報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、第8波の襲来に伴い、42床のコロナ対応病床は、12月から1月中旬頃までは、ほぼ満床の状態が続いておりました。また、一時的にコロナ対応病棟以外の病棟からコロナ患者が確認され、緊急性が低い予定手術の延期や、入院・外来診療の制限をせざるを得ない時期がございました。地域住民の皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしました。現時点では、通常どおりの診療体制を維持しております。

次に、前回の会議でお話しいたしました「公立福生病院経営強化プラン」でございますが、当院では、昨年7月からこのプラン作成にあたるコンサルティング事業者と契約し、着手してまいりました。作成にあたりましては、各構成市町の担当部長にも委員としてご参加いただき、全4回の会議でございましたが、様々な意見をいただき、今回、皆様にお示しすることができるようになりました。

次に、院内の組織について、若干変更させていただくことといたしました。今回の組織改正は、当院の念願であった救急科の専門医を確保できる見込みとなったことから、その方を迎え入れるために救急科を設置いたしました。また、今まで、院内の掲示板などでは表示しておりましたが、健診センター、内視鏡センター、腎臓病総合医療センター、脊椎・関節センターを組織の一部として位置づけることといたしました。

そのほか、事務部の組織についても、国のデジタル化推進への対応や事務部内の業務の均衡を図るために一部変更いたしました。医療に関わる事務職につきましては、多様化する医療技術の進歩に伴い、その重要度はさらに増し、業務量も増加しております。現在も少ない人数の中で何とか業務をこなしている厳しい職場環境でございますので、今後も業務改善や適正な人員配置などに取り組み、病院経営の維持・向上のために最善を尽くしてまいります。

次に、本日提案いたします議案についてお話しさせていただきますと、まず、令和5年度予算でございますが、令和4年度に引き続き、国や東京都のコロナ対策に関する補助金収入などを考慮した収支均衡予算としております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症類型が2類相当から5類に変わった際には、コロナ対策に関する補助金収入の減少が予想されております。その際には、コロナ対応病床を縮小し、コロナ以外の患者の受入れ体制を強化するなど迅速に対応し、その財源を補ってまいります。

次に、令和5年度の福生病院企業団に対する構成市町の負担金でございますが、令和5年度につきましては、建設負担金の各組織市町の負担割合を改正する年度でございますので、福生病院企業団に対する構成市町の負担金の算出基準に基づき、各構成市町の負担割合を変更させていただいております。

なお、本日ご審議いただきます案件は、ただ今説明いたしました予算案件及び負担金案件の2件のほか、議員提出議案を含め条例案件6件の計8件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） どうもありがとうございました。

以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、発言を許します。

7 番堀雄一郎議員。

○7 番（堀 雄一郎君） それでは、一般質問をさせていただきます。

1 項目、医師の働き方改革について伺います。

ご案内のとおり、2024 年4月より、医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始をされます。福生病院企業団における勤務医の時間外労働の現状と働き方改革についての所見を伺います。

日本の医療は、いつ、どこにいても必要な医療が受けられる社会をつくり上げてきました。いつ、どこにいても、必要な医療が受けられる社会では、実は、医療者の中でも特に一部の医師の先生方の極めて長時間の労働によって支えられているということも課題となっています。求められている医療の役割が増え、医師個人の業務量も増えていることと存じます。子育て中の方や高齢者など、様々な環境にある方にもご活躍いただける環境もつくっていくことが社会で求められていますが、医療従事者の方にも、そのような環境整備が必要と存じます。

そこで1 点目、勤務医の時間外労働の現状について。

医師も雇用されている勤務医は、労働者として労働基準法が適用されます。法律上で定められている法定労働時間は1 日で8 時間、1 週間で40 時間までとされており、法定休日は1 週間に1 日以上とされています。医療機関によっては、通常の労働時間制以外にも、変形労働時間制やフレックスタイム制、大学病院などでは、専門業務型裁量労働制などの制度が適用される場合もあるとお聞きします。

厚生労働省の2019 年調査によりますと、救命救急機能を有する病院の49%で年間の時間外労働が1,860 時間を超える勤務医がいるということも分かっており、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず、高い上限時間を適用する医療機関にその指定を行うとのこと。福生病院における勤務医の時間外労働の現状について、伺います。

2 点目、医師の働き方改革の取組について。

先ほど申し上げました2024 年4 月からの医師の働き方について、新しいルール適用ということも伺っています。働き方改革を進める中でも、引き続き、地域の医療を守ることができるよう、医師の労働時間については、一般的な労働者のルールよりも上限が高く設けられました。

さらに、この特別なルールでは、医師の健康を守るための決まりも設けられるということです。年間の時間外労働の上限については、一般の労働者と同程度である960 時間が上限となりますが、診療に従事する医師の場合、法律で認められる年間の時間外、休日労働時間の最大の上限として、A 水準、連携B 水準、B 水準、C 1 水準、C 2 水準という、いずれかの水準が適用されるという、何かそのようなルールもあるということ

す。このA水準以外の特例的な水準を適用するためには、医療機関が都道府県に水準の指定申請を行い、医療機関単位で指定を受ける必要があるとのことですが、A水準以外の指定を福生病院は受けるのか、受ける必要はないのかなど、医師の働き方改革の取組について伺います。

以上、質問させていただきます。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 堀雄一朗議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め、「医師の働き方改革について」の1 点目、「勤務医の時間外労働の現状について」でございます。

初めに、当院の「勤務医の時間外労働の現状について」でございますが、議員のご質問にもありましたとおり、医師も勤務医であれば労働基準法適用の対象となり、労働時間が制限されることとなります。当院は、これまでも労働基準法を遵守する方針で運営を行ってまいりました。その結果、令和3 年度においても、常勤及びフルタイム非常勤の1 年間の時間外勤務が、国が示した960 時間を超えている医師はございませんでした。

次に、救命救急機能を有する病院とのご指摘がございましたが、もちろん当院は二次救急医療機関として、昼夜を問わず24 時間救急対応を行っております。

先ほど申し上げた当院の労働時間には、現在のところ、この夜間救急対応等の時間帯である宿日直勤務時間は含まれておりません。しかし、今後は、厳密に宿日直勤務時間も時間外労働時間として扱われることとなります。そこで労働基準監督署に「断続的な宿直または日直勤務許可証」いわゆる「宿日直許可証」の許可を申請し、許可証を取得することで、宿日直時間における実働時間のみが時間外勤務時間としてカウントされることとなり、時間外勤務時間が圧縮されることによって、定められた水準を超えないで宿日直を行うことができる仕組みとなっております。

そのような状況から、この働き方改革が全国的に動き始めた昨年、当院においては、東京都福祉保健局及び東京都医療勤務環境改善支援センターに相談し、速やかに宿日直日誌の記載方法を見直すなどの改善を図り、令和4 年12 月23 日付で労働基準監督署より「断続的な宿直または日直勤務許可証」を、公立病院においては、いち早く取得しております。このことにより、2 市1 町の住民の方々や患者の皆様にも、安心して受診していただける結果となっております。

次の2 点目、「医師の働き方改革の取組」についてのご質問についてでございます。

厚生労働省では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、令和3 年5 月に、働き方改革を含む医療法等の一部を改正し、令和6 年4 月、医師の労働時間規制の適用に向けて準備を進めております。

ご質問の「医師の働き方改革」では、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のために、医師に対する時間外労働の上限規制を設けております。さらに、勤務する医師が長時間労働となる医療機関において医師労働時間短縮計画の作成などが挙げられています。

また、議員ご指摘の「医師の時間外労働の規制について」ですが、時間外労働時間が、

これまでの年間 720 時間の一般則に加え、新たにその医療機関の特性によって一定の水準を設けることとしており、各医療機関や医師の状況に応じて、大きく 3 つの基準を定める方針を示しております。

1 つ目が、原則、全ての医療機関に適用となる時間外労働時間が、年間 960 時間以下のものを A 水準。

2 つ目が、時間外労働時間が年間 1,860 時間以下で「地域医療確保暫定特例水準」、いわゆる救急搬送の多い三次救急や、医師の派遣を通じて地域医療を確保するために必要な役割を持つ特定の医療機関が目指す B 水準。

3 つ目が、同じく年間 1,860 時間以下ではありますが、研修医等の長時間、集中的に経験を積む必要のある場合や、特定の高度な技能習得が必要とされる、集中的な技能向上水準とするものを C 水準と規定しております。

これらの現状を踏まえ、当院では、診療従事勤務医に令和 6 年度以降適用される水準である A 水準を目指すこととしております。三多摩地域の公立病院での調査では、青梅市立総合病院などの三次救急病院も含め、半数以上が当院と同じく A 水準を目指すという話をいただいております。

また、当院における「医師の働き方改革」の取組みといたしましては、第 1 として、上司による超過勤務の内容の精査及び確認の徹底、第 2 として、医師の作業内容を軽減するために、看護師などに業務を分散するタスクシフトの推進、第 3 として、タスクシフトに対応することができる特定行為看護師の育成のための資格取得支援、第 4 として、働き方改革に関するワーキンググループの設置、第 5 として、診療における予習・復習などの自己研鑽などの勤務時間に対するルール作りなどが挙げられます。

また、これ以外にも患者や家族への説明、カンファレンスの時間設定や、やむを得ない場合の夜間会議などの対応として、時差出勤やフレックスタイムの導入等を視野に入れてまいります。

さらに今後は、医師に限らず、福生病院全体の意識改革を推進することで、働き方に変化を与え、「医師だけでなく職員全体の働き方改革」を継続し、誰もが働きやすい職場環境となるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7 番堀議員。

○7 番（堀 雄一郎君） まず、1 点目の勤務医の時間外労働の現状をお聞きしましたところ、福生病院では、これまでも労働基準法が遵守されており、常勤及びフルタイムの非常勤医師の 1 年間の時間外勤務が国の示した 960 時間を超えている医師はなく、宿日直の勤務の労働時間の算定については、断続的な宿直または日直勤務許可証を取得し、対応したということが分かりました。

2 点目につきましても、医師の働き方改革の取組でお聞きした特例水準の適用申請は、必要なくとお聞きしましたので、これからも誠実でハイレベルな二次医療機関の基盤となる働き方、引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。

再質問はありません。以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第4、議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の1ページをお開きください。

本案は、東京都人事委員会勧告及び構成市町の給与改定状況に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を変更することとなったため、企業長の期末手当の支給率の規定を改正するため、提案するものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） 庶務課長。

○庶務課長（荻島一志君） 恐れ入りますが、別紙議案資料の1ページの議案第1号資料の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、当院の一般職の職員の勤勉手当の改定に合わせ、年間支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

そのため、条例第5条の期末手当の規定を改正するもので、第2項において定める期末手当の年間支給月数を「4.45月」から「4.55月」へ引き上げるため、6月に支給する期末手当を「100分の207.5」から「100分の212.5」へ、12月に支給する期末手当を「100分の212.5」から「100分の217.5」へ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この改正につきましては、令和5年3月1日から施行しようとするものであることから、附則の第2項において、令和5年3月に支給する期末手当につきましては、0.25月から0.1月分引き上げる特例措置を講じて対応しようとするもので、「100分の25」を「100分の35」と調整するものでございます。

以上で、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第5、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明いたします。

令和5年第1回、福生病院企業団議会定例会議案の3ページをお開きください。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されます。

これに伴い、関係する条例の規定を整理する必要性が生じたため、各条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） 庶務課長。

○庶務課長（荻島一志君） それでは、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の細部についてご説明いたします。

まず、定年引上げの制度の概要についてご説明いたします。

主なポイントのまず第1点目は、定年の段階的引上げです。

現行60歳としている定年を、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げていき、令和13年度に65歳とするものです。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてです。

当院の管理監督職は部課長職を指しますが、60歳に達した日後の最初の4月1日から、管理監督職以外の職として、原則、係長職に降任することとなります。

なお、役職定年によりほかの職へ異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設けます。

3点目といたしまして、再任用制度についてです。

現行の再任用制度は、令和5年3月31日をもって廃止となります。また、定年前再任用短時間勤務制についてですが、60歳に達した職員が、本人の希望により短時間の勤務ができる制度を導入するものです。

さらに、暫定再任用制度ですが、定年の段階的な引上げ期間中は暫定的に現行の再任用制度と同様の制度を運用するものです。

4点目は、給与制度についてです。

60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の給与については、60歳のときの7割水準とするものです。役職定年制により降任した職員には、60歳時の7割水準となるよ

う、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給することとします。

5 点目は、情報提供・意思確認制度についてです。

職員が 60 歳に達する日の属する年度の前年度に、60 歳以後に適用される任用、給与、退職手当に係る情報提供、意思確認を行うものであります。

それでは、別冊の議案資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

3 ページをご覧ください。

改正する関係条例を掲載しております。

「福生病院企業団職員の定年等に関する条例」【第 1 条関係】については、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うものです。

続きまして、17 ページをご覧ください。

「福生病院企業団職員の分限に関する条例」【第 2 条関係】については、職員の意に反する降任から、管理監督職勤務上限年齢による降任を除外する旨の規定を追加するものとなっております。

続きまして、19 ページをご覧ください。

「福生病院企業団職員の懲戒に関する条例」【第 3 条関係】については、懲戒処分による減給の取扱いについて、例外措置を講ずるものとなっております。

続きまして、21 ページをご覧ください。

「福生病院企業団職員の育児休業等に関する条例」【第 4 条関係】につきましては、育児休業及び部分休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制によってほかの職への降任等を延長された管理監督職の職員を加えるものとなっております。

続きまして、23 ページをご覧ください。

「福生病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」【第 5 条関係】については、地方公務員法を引用する条項を整理し、改めるものとなっております。

続いて、25 ページをご覧ください。

「福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例」【第 6 条関係】については、地方公務員法を引用する条項を改めるほか、文言を整理するものとなっております。

なお、この条例中、附則第 13 条の規定は公布の日から、その他の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第 2 号の細部説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第6、議案第3号、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第3号、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例につきましてご説明いたします。

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の15ページをお開きください。

まず、今回の福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例などを上程させていただくに至った経緯につきまして、説明いたします。

令和3年9月に施行された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3つの法律を1つに統合するとともに、各地方公共団体が個別に条例で定めていた個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護に関する国全体の所管を国の機関である個人情報保護委員会に一元化することとなりました。

この改正によりまして、当院では、現行の福生病院企業団個人情報保護条例を廃止し、新たに「福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することが必要となりましたので、今議会に上程させていただくものでございますが、構成市町の各議会においても、同様の改正を上程または上程を予定されているものでございます。

ただ、当院を含めた国公立の病院には、一部に民間の病院の規律が適用されます。したがって、構成市町などの行政機関と議会の部分を除き、適用される法の条項が若干異なりますので、ご承知おきください。

具体的には、いわゆるビッグデータなどの医療や学術の発展の寄与に関連する個人情報の取扱いについて、改正前には国公立や独立行政法人等に適用される法律と、民間に適用される法律と別れていたため、適用される法によって規制が大きく異なっていたことから、医療や共同研究の実施を躊躇させる一因となっておりました。

これらを改善するために、国公立病院や独立行政法人等に適用する法律に民間の規律を適用することによって、改善を図っていることが主な相違点です。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

議案の細部につきましては、経営企画課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の細部につきまして、説明いたします。

提案理由につきましては、企業長の説明のとおりでございます。

次に、本条例の内容について説明いたします。

本条例は、全5条で構成されております。

第1条は、本条例の趣旨を規定するもので、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条は、用語に関する定義を規定するもので、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によるものとするものでございます。

第3条は、開示請求に係る手数料等を規定するものでございます。

第1項及び第2項につきましては、法第89条第2項の規定により、開示請求をする者は手数料を納付しなければなりません。これまでの運用を継続、また、先行する多くの団体が手数料は無料としているため、これにならい手数料は無料とし、資料の写しなどの費用を実費負担とするものでございます。

第4条及び第5条は、個人情報の取扱いに係る審査会及び審議会への諮問を規定するものでございます。

個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められるときなどは、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会及び福生病院企業団情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行うとするものでございます。

最後に附則でございます。

第1項は、施行期日を規定するものでございます。

本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、福生病院企業団個人情報保護条例の廃止を規定するもので、現存する福生病院企業団個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3項から第10項は、旧条例の廃止に伴う経過措置を規定するものでございます。

主に守秘義務に関することや罰則については、旧条例が適用されることとしたものでございます。

以上、議案第3号、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の詳細説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、あらかじめ通告がございません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長(大塚あかね君) 次に、日程第7、議員提出議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番堀議員。

○7番(堀 雄一朗君) ご指名をいただきましたので、議員提出議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例について、提案理由並びにその内容をご説明いたします。

それでは、議案の19ページをお開きください。

本提案につきましては、議会運営にかかわることでございますので、議員提案となった次第でございます。ご了承をお願いします。

このため、福生病院企業団議会会議規則第13条の規定により、福生病院企業団議会議長に対し、提出者として私、堀と、賛成者として、梶正明議員並びに森亘議員の連名によりまして、この案を提出いたします。

初めに提案理由でございますが、福生病院企業団議会が保有する個人情報についての個人の権利を明らかにすることにより、福生病院企業団議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、本条例を制定しようとするものでございます。

まずは、制定に至る背景をご説明いたします。

先ほど、企業長から議案第3号、福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の提案理由にもありましたとおり、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が1本に統合されることとなりました。

このことによりまして、各地方公共団体は、改正後の個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、議会はこの法律の適用対象から除かれることから、同法の施行予定日である令和5年4月1日以降も、引き続き、個人情報保護制度の適正な運用を図るため、議会が独自で個人情報保護の条例を制定する必要が生じたものでございます。

次に、議案の内容でございます。

目次をご覧ください。本条例は全6章で、第1章の総則から第6章の罰則まで、全体で59条により構成いたしております。

20 ページから 22 ページの第 1 章は「総則」で、第 1 条から第 3 条において、本条例の目的、定義、議会の責務について規定しております。

22 ページから 26 ページの第 2 章は「個人情報等の取扱い」で、第 4 条から第 16 条において、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、安全管理措置などについて規定しております。

26 ページから 28 ページの第 3 章は「個人情報ファイル簿等」で、第 17 条から第 19 条において、個人情報ファイル簿の作成及び公表、個人情報目的外利用登録簿、個人情報外部提供登録簿について規定しております。

28 ページから 37 ページの第 4 章は「開示、訂正及び利用停止」といたしまして、第 1 節から第 4 節まで設けております。

28 ページから 33 ページの第 4 章第 1 節は、第 20 条から第 32 条において開示について、開示請求の手続き、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限及び開示請求の手数料などについて規定しております。

33 ページから 35 ページの第 4 章第 2 節は、第 33 条から第 39 条において訂正について、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限及びその特例などについて規定しております。

35 ページから 36 ページの第 4 章第 3 節は、第 40 条から第 45 条において、利用停止について、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限及びその特例などについて規定しております。

36 ページから 37 ページの第 4 章第 4 節は、第 46 条から第 48 条において、審査請求に関する審査会への諮問などについて規定しております。

37 ページから 38 ページの第 5 章は「雑則」で、第 49 条から第 54 条において、適用除外、審議会への諮問、施行の状況の公表などについて規定しております。

38 ページから 39 ページの第 6 章は「罰則」で、第 55 条から第 59 条において、罰金などについて規定しております。

最後に附則でございますが、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行いたそうとするものでございます。

以上、議員提出議案第 1 号、福生病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の提案理由並びにその説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして原案のとおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（大塚あかね君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第 1 号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

なお、本条例の規則の制定につきましては、議長一任とさせていただきますので、ご了承いただきます。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第8、議案第4号、福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第4号、福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の41ページをお開きください。

この件につきましては、現存する福生病院企業団個人情報保護条例の廃止、また、福生病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例及び福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の新規制定に伴い、文言を整理するものでございます。

議案の細部につきましては、経営企画課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、議案第4号、福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の細部につきまして、説明いたします。

それでは、令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案資料の27ページの新旧対照表をお開きください。

第22条第2項で、今回廃止する福生病院企業団個人情報保護条例第31条について、新たな条例で同じ内容が規定されております福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例第5条に改め、また、今回新設されました福生病院企業団議会個人情報保護に関する条例第52条を追加しようとするものでございます。

以上で、議案第4号、福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第9、議案第5号、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第5号、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の43ページをお開きください。

この件につきましても、議案第4号と同様に、現存する福生病院企業団個人情報保護条例の廃止、また、福生病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例及び福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の新規制定に伴い、文言を整理するものでございます。

議案の細部につきましては、経営企画課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案資料の29ページの新旧対照表をお開きください。

第1条、第2条、第6条共に、旧福生病院企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、参照条文を福生病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例などに改めようとするものでございます。

以上で、議案第5号、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号、福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

しばらく休憩いたします。

なお、再開は午後2時5分を目途といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時03分 再開

○議長(大塚あかね君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第10、議案第6号、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算及び議案第7号、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号及び議案第7号の2件を一括での議題といたします。

○企業長(松山 健君) それでは、ただいま一括議題となりましたので、議案第6号、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算、並びに議案第7号、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、ご説明いたします。

最初に、議案第6号、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算でございますが、令和5年度は、令和4年度と同様に新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入を上半期分見込み、病院事業収益は96億4,953万9,000円、病院事業費用は96億4,953万9,000円と、収支均衡予算としております。また、医療機器等につきましては、保守の打ち切りや老朽化に伴い患者への安全性の担保が難しくなった機器を中心に、更新を予定しております。

次に、議案第7号、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についてでございますが、令和4年度との比較では376万円の減額となり、福生病院企業団構成市町負担金の総額は、10億9,259万円といたしました。

細部につきましては、経営企画課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(大塚あかね君) 経営企画課長。

○経営企画課長(市川仁史君) それでは、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算、並びに令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について、一括で説明させていただきます。

まず初めに、令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の45ページをお開きください。

提案の理由といたしましては、令和５年度福生病院企業団病院事業会計予算につきまして、地方公営企業法第２４条第２項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、同じくお手元に配付してございます「令和５年度福生病院企業団病院事業会計予算書」をお願いいたします。

１ページをお開きください。

第１条は、総則でございます。

次に、第２条、業務の予定量でございます。

第１号の病床数では、稼働病床数を現状の３１６床のまま維持し、第２号の年間延患者数では、入院患者数を８万４,４５３人、外来患者数は１５万８,６７９人と定めております。

次の第３号の１日平均患者数では、入院患者数を２３１人、外来患者数を６５３人と定めております。

第４号の主な建設改良事業では、建設改良費として１,０００万円、医療機器等購入として３億８０６万２,０００円と定めております。

この内訳といたしまして、建設改良費は、入院する患者の不安解消や病院の主要な収入源である医業収益の強化を図るため、外来受診から入院、退院後の流れなどを患者に説明するエリアを新たに設置する予定としております。医療機器等購入は、保守の打ち切りや老朽化に伴い、患者への安全性の担保が難しくなった機器を中心に更新を予定しております。

続きまして、第３条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の第１款、病院事業収益は９６億４,９５３万９,０００円でございます。

この内訳といたしまして、第１項の医業収益は７４億８２２万２,０００円、第２項の医業外収益は２２億４,０４０万５,０００円、ここには東京都からのコロナに対する補助金８億８２８万７,０００円が含まれております。次の第３項の特別利益は９１万２,０００円でございます。

次の支出の第１款、病院事業費用は９６億４,９５３万９,０００円で、病院事業収益と同額の収支均衡としております。

この内訳といたしまして、第１項の企業団管理費は３,２３０万３,０００円、第２項の医業費用は９３億１,３０４万５,０００円、第３項の医業外費用は２億９,２５７万８,０００円、第４項の特別損失は１６１万３,０００円、第５項の予備費は１,０００万円としております。

詳細につきましては、本予算書の２５ページから３４ページに記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、２ページをお開きください。

第４条は、資本的収入及び支出でございます。

第１款、資本的収入は７億１,０３８万８,０００円でございます。

この内訳といたしまして、第１項の企業債は３億８００万円、第２項の他会計補助金は１億７,０６５万２,０００円、第３項の都補助金は５,２２４万２,０００円、第４項の他会計負担金は１億７,９４１万６,０００円、第５項の固定資産売却収入は、科目存置として１,０００円、第６項のその他投資返還金は７万７,０００円でございます。

次に、資本的支出でございます。

第1款の資本的支出は9億7,879万8,000円でございます。

この内訳といたしまして、第1項の建設改良費は3億1,806万2,000円、第2項の企業債償還金は6億6,024万7,000円、第3項のその他投資は48万9,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,841万円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

詳細につきましては、本予算書の35ページ、36ページに記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、第5条は企業債でございます。企業債の目的、限度額等を医療機器の更新に関する費用の3億800万円を限度額とし、利率は年4%以内と定めものでございます。

次の第6条は、一時借入金で、限度額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。地方公営企業法に従い各項間で流用をすることができる科目を定めるもので、前年度と同様に企業団管理費、医業費用及び医業外費用と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。こちらでも地方公営企業法に従い、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、前年度と同様に給与費の予算総額の46億3,387万2,000円と交際費の予算総額60万円とそれぞれ定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金でございます。

収益的支出に対する補填のため、構成市町からのこの会計へ補助を受ける金額を8,706万9,000円と定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額でございます。

こちらは、棚卸資産の購入限度を定めるもので、新型コロナウイルス感染症に対する新薬の製造などの影響により、薬品費が高騰していることなどから、前年度より1億円増加させた12億円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得でございます。地方公営企業法に従い、資産の取得予定価格が2,000万円以上のものを定めたもので、超音波白内障手術装置、レーザー装置、自動採血管準備装置、人事給与システムと定めてございます。

ここまでが、議会の議決をいただくもので、次の5ページ以降は附属書類としての説明書になりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算の説明でございます。

続きまして、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、説明いたします。

令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案の47ページをお開きください。

提案理由といたしましては、構成市町の負担金につきまして、福生病院企業団規約第13条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、令和5年第1回福生病院企業団議会定例会議案資料の31ページをお願いいたします。

上の表の合計の欄をご覧ください。

負担金の総額は、10億9,259万円で、対前年度比では、376万円の減少でございます。

この減額の主な要因といたしましては、共済組合に係る追加費用の負担率の減少により負担が少なくなったことによるものでございます。

それぞれの構成市町の負担金の内訳といたしましては、福生市につきましては、負担金が3億6,803万5,000円、補助金が1億1,524万4,000円、合計4億8,327万9,000円で、対前年度比774万9,000円の減でございます。羽村市につきましては、負担金が2億7,946万6,000円、補助金が8,612万1,000円、合計3億6,558万7,000円で、対前年度比331万7,000円の増でございます。瑞穂町につきましては、負担金が1億8,736万8,000円、補助金が5,635万6,000円、合計2億4,372万4,000円で、対前年度比67万2,000円の増でございます。

次の表につきましては、運営負担金に対する内訳、次のページに移りまして、このページにつきましては建設負担金に対する内訳でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算並びに令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 以上で提出者の説明は終わりました。

まず、議案第6号、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算の質疑に入らせていただきます。

質疑ございませんか。7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 1ページの第2条、業務の予定量では、業務の予定量が示されていますが、令和5年度の年間延患者数、入院8万4,453人、外来15万8,679人、提出議案概要書の1ページのほうでは、当初予算比較というものが出ていまして、入院が2,510人、外来のほうで6,561人、それぞれ令和4年度よりも当初予算比較で減になっています。この減とした理由をお伺いいたします。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） それでは、堀雄一郎議員のご質問にご回答させていただきます。

内容といたしましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症による影響及び実績を踏まえ、その結果をもとに患者数等につきましては下方修正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 令和4年度の新型コロナウイルス感染症による影響や実績などを踏まえられているということだと思えますけれども、実際は、実績というのはどのようなものであったのか。これは、どのようにこの実績値を分析して5年度の数字を立てられたのかについて、まだ決算等も出ていないので、ちょっと参考に聞かせていた

だきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 堀雄一郎議員のご質問に回答させていただきます。

まず令和4年度の決算見込みでございますが、まだ暫定的な形ではございますが、入院では約7万2,000人、外来は16万人と見込んでおります。この結果を踏まえまして、外来につきましては、さらにこの患者数が減っていくであろうと推測して2,000人ほど減らした結果、今回の患者数とさせていただいております。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） お伺いした実績値から考えると、入院などは特に妥当な数値の目標とされたのかな、予定量とされたのかなという印象を受けました。

また、令和5年度での予算での入院患者数、外来患者数の見込みを立てられた際というのは、その時点というのはあると思うんですけども、令和5年度、現在の様子からすると、コロナウイルス感染症による影響というのはちょっと様子が変わってくるのではないかなと思うんですけども、この辺はどのように反映されているのかということについて、再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 堀雄一郎議員のご質問にご回答させていただきます。

令和5年度の予算での新型コロナウイルス感染症による影響とのことでよろしいかと思いますが、国の動向がはっきりとしていない状況でございますので、補助金を含めまして令和5年度につきましては、半年分を見込み、その後、徐々に回復していくのではないかと推測を元に今回見込んでおります。以上でございます。

○7番（堀 雄一郎君） 結構です。

○議長（大塚あかね君） ほかに質疑はありませんか。2番森議員。

○2番（森 亘君） 1点伺います。

説明の中で、1ページ目の中で建設改良費のところで目的は分かったんですが、具体的にどこの場所を想定しているのか、説明していただけますか。

○議長（大塚あかね君） 施設用度課長。

○施設用度課長（青木広幸君） 森議員の質疑にお答えいたします。

先ほど冒頭の予算説明の中にもありましたように、入退院支援、この辺のエリアを、今現在、総合案内のその裏側のエリア、こちらのほうで行っておりますが、この総合案内の裏側エリア周辺、こちらの再整備を行うことによって、医療の質の向上と業務の効率化を図ることを目的として、施設改良のための経費を計上させてもらったものでございます。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 2番森議員。

○2番（森 亘君） もう少し具体的に、どういうふうに改良されるのかというのを、もう少し分かりやすく説明していただけると助かるんですけども。

○議長（大塚あかね君） 施設用度課長。

○施設用度課長（青木広幸君） 今現在、地域の医療機関からの紹介患者の対応をこちら

の入退院支援のほうで行っておりますけれども、こちらの部屋が今現在、分散化しております。こちらを集約化することによって、患者の相談支援のスペースを再整備するというものでございます。

○2番（森 亘君） はい。

○議長（大塚あかね君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号、令和5年度福生病院企業団病院事業会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

_____・_____

○議長（大塚あかね君） 次に、議案第7号、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号、令和5年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

_____・_____

○議長（大塚あかね君） 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 3 0 日

福生病院企業団議会議長 大塚あかね

福生病院企業団議会議員 森 亘

福生病院企業団議会議員 下野 義子